

令和3年度税制改正大綱の解説は今回が最終回です。令和3年度税制改正大綱の「基本的考え方」の中の相続税・贈与税のあり方について、「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討」と題する部分があります。

今回はその内容について検討してみたいと思います。

## 1. 令和3年度税制改正大綱

以下のように記載されています。(アンダーラインは山本が付した箇所です。以下同じ。)

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

## 2. 政府税制調査会の説明資料

資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について(第4回政府税制調査会 令和2年11月13日)

資産の移転の時期(回数・金額含む)にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを、「資産移転の時期の選択に中立的」という。

贈与者(取得者)は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。

主要国(米・独・仏)では、贈与税・遺産税(相続税)の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

## 3. 近い将来改正されると予想される内容(私見)

贈与税は相続税の補完税としての役割を担っていますが、暦年贈与においては毎年38万件ほどの贈与税の申告があり、贈与財産に対する贈与税の負担割合は約15.2%(直近5年間の平均値)となっています。また、相続財産への加算(生前贈与加算の規定)は、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した人で、その被相続人から相続開始前3年以内の贈与を受けた者に限定され、贈与税が相続税の補完税として十分に機能していないとも考えられます。一方、相続時精算課税の適用者は年々減少し、平成30年では42,885件で年々減少しています。相続時精算課税制度を活用し親の世代から子や孫へ財産の移転が進んでいない現実が見られます。

平成15年には「贈与税の申告内容の開示請求制度」が創設され、平成28年からは順次マイナンバーを税務関係書類に記載することとされており、電子申告制度も定着してきています。

相続税・贈与税の沿革にもあるように、資産移転の時期の選択に中立的な制度として、贈与財産を「一生を通ずる累積課税方式」とする環境が整いつつあることから、近い将来、贈与税は相続時精算課税制度へ一本化するか、生前贈与加算の対象者を、相続又は遺贈によって財産を取得したか否かに関わらず直系卑属(又は2親等内の親族)に対する贈与を生前贈与加算の対象とし、生前贈与加算の対象期間を大幅に延ばす(現行3年以内の贈与とされているのを10年以内の贈与とする)などの見直しが見込まれます。

(文責：山本和義)